



修善寺町外3町合併協議会

No.7

平成15年8月1日号

合併協議会だより

修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

合併の期日を「平成16年4月1日」に変更しました。

市町村の合併の特例に関する法律の一部改正により、市となるべき要件の特例（人口:3万以上）が、平成17年3月まで延長されたことに伴い、財政的效果や事務の繁雑回避等を考慮し、合併の期日を「平成16年3月31日」から「平成16年4月1日」に変更しました。

国民健康保険の保険税率は、合併時に統一を図り、被保険者の急激な負担増とならないよう調整に努めます。

賦課方式は、保険税として医療分4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）、介護分2方式（所得割、均等割）とし、賦課限度額は国の基準どおり基礎課税額（医療分）53万円、介護納付金課税額8万円となります。また、高額療養費貸付事業は土肥町の例により統一し、出産育児一時金は1件30万円、葬祭費は1件5万円となります。

4町差異のある入湯税は、合併時入湯者1人1日につき、施設での利用料金5千円以上150円、施設での利用料金5千円未満100円とします。

入湯税については、平成20年度までの間は、入湯者1人1日につき、施設での利用料金3千円未満の場合70円となります。また、固定資産税の国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税は、現在適用をしている施設について平成20年度まで継続し、その翌年度から廃止します。

田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合及び土肥町戸田村衛生施設組合は、合併時に新市として加入し、共同処理する事務は引き継がれます。

田方南部広域行政組合は解散し、そのすべてが新市に引き継がれます。西伊豆広域消防組合は、田方地区消防組合との間で受入体制が整い次第脱退することとなります。また、中豆齋場は新市に引き継がれ、田方郡交通災害共済組合や駿豆学園管理組合は、合併時に新市として加入します。

協議事項

〇の表示は、協定項目が決定したものを示します。

7月2日（水）修善寺町
第十二次合併協議会

第五十二号 農林水産関係事業について
農林水産関係事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〇 地域活性化イベントについては、新市において調整する。

〇 農林水産関係事業の維持補修に係る原材料支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、制度の統一を図る。ただし、原材料支給に係る地元負担金は、合併時に廃止する。

〇 受益者が特定される農林水産施設整備事業等に係る受益者負担金については、現行のとおりとし、合併後二年以内に統一する。

〇 漁港施設及び漁港区域の占用料及び土砂採取料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〇 以上の五点が決定されました。

第五十三号 観光、商工関係事業について
観光、商工関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業の推進に努める。ただし、土肥町の「土肥温泉旅館協同組合及び組合員の近代化資金及び経営安定化資金融資制度」については、合併後一年以内に調整を図る。

〇 以上の案が決定されました。

第五十四号 一部事務組合等の取扱いについて
一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

田方南部広域行政組合について

は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に至るまでの事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、当該組合の職員は、合併の日をもって退職し、新市の職員として引き継ぐ。

田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合及び土肥町戸田村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。また、共同処理する事務の対象は、現行のまま引き継ぐ。なお、西伊豆広域消防組合については、田方地区消防組合との間で受け入れ体制が整い次第脱退する。

田方郡交通災害共済組合、駿豆学園管理組合、静岡市町村非常勤職員公務災害補償組合及び静岡市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日当該組合に加入する。

中豆齋場については、新市に引き継ぐ。

〇 議会の議決を要する協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日当該協議会に加入する。

〇 以上の五点が決定されました。

第五十六号 使用料、手数料等の取扱いについて
使用料、手数料については、新市における住民の一体性の確保、負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に調整し統一する。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。

〇 以上の案が決定されました。

第12回合併協議会の次第

- 1 協議事項
(52) 各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について
(53) 各種事務事業の取扱い（観光、商工関係事業）について
(54) 一部事務組合等の取扱いについて
(55) 使用料、手数料等の取扱いについて
- 2 新規提案事項
(12) 新市建設計画について
(56) 国民健康保険事業の取扱いについて
(57) 各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について
(58) 各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について
(59) 合併協定項目の変更について
(60) 地域審議会の取扱いについて
(61) 地方税の取扱いについて
(62) 補助金、交付金等の取扱いについて
(63) 事務組織及び機構の取扱いについて
- 3 その他 今後の日程確認

新規提案事項

第十二号 新市建設計画について
新市建設計画に係る県本協議の案について、県事前協議により修正を加えた『合併まちづくり計画（伊豆市建設計画）（案）』を確認し承認されました。
第五十六号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険運営協議会は、合併時に、新市において設置する。賦課方式は、四町差異がないため、現行のとおり保険税とし、医療分四方式（所得割・資産割・均等割・平等割）、介護分二方式（所得割・均等割）とする。保険税率は、合併時に統一を図る。ただし、被保険者の急激な負担増とならないように調整に努める。
賦課限度額は、四町差異がないため、国の基準どおり、基礎課税額（医療分）五十三万円、介護納付金課税額八万円とする。

高額療養費貸付事業は、合併時に、土肥町の例により統一し、新市において実施する。
出産育児一時金・葬祭費は、四町差異がないため、現行のとおり、出産育児一時金一件三十万円、葬祭費一件五万円とする。保健事業は、合併時までに調整し、統一する。
健康優良家庭表彰事業は、合併時に廃止する。
以上の八点が提案されました。
第五十七号 社会教育（生涯学習）事業について
一 社会教育事業
生涯学習推進大綱については、合併後一年以内に新市において策定する。なお、生涯学習推進協議会は、合併時に新市において設置する。
公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会については、合併時に新市において設置する。
青少年健全育成事業については、

合併時に統一する。
次の事務事業については、新市において調整し、実施する。
ア 成人式
イ 文化祭
図書館事業については、合併後一年以内に統一する。
市史編さん事業については、合併後新市において実施する。
文化財関係事業については次のとおりとする。
ア 重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。
イ 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、指定の見直しをする。
ウ 文化財保護審議会及び文化財調査・保護業務（県・町指定）については、合併時に統一する。

二 社会体育事業
次の事務事業については、合併時に統一する。
ア 体育指導委員関係事業
イ 社会体育関係事業
以上の案が提出されました。
第五十八号 公社、第三セクター等の扱いについて
財団法人修善寺町振興公社及び株式会社ライブピア天城については、現行のとおり新市に引き継ぐ。以上の案が提出されました。
第五十九号 合併協定項目の変更について
合併協定項目中二十四の新市建設計画を二十五とし、新たに二十四として、地域審議会の取扱いを加えることとする案が提出され、承認されました。（二百合併協定項目一覧表を参照）
第六十号 地域審議会の取扱いに

ついて
市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を設置しない。
なお、必要に心じ新市において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づく地域審議会等の設置を検討する。
以上の案が提出されました。
第六十一号 地方税の取扱いについて
四町で差異のある税制については、次のとおりとする。
固定資産税の国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税制度は、現在この制度を適用している施設について平成二〇年度まで継続し、その翌年度から廃止する。
入湯税は、合併時に入湯者一人一日につき、施設での利用料金五千円以上 百五十円、施設での利用料金五千円未満 百円とする。ただし、平成二十年度までの間、入湯者一人一日につき、施設での利用料金三千円未満の場合七十七円とする。また、課税免除は、合併時に修善寺町の例により統一し、「利用料金が一人千円未満の入湯者」を加える。
督促手数料は、一通につき百円とする。
以上の三点が提案されました。
第六十二号 補助金、交付金等の取扱いについて
補助金、交付金等の規程については、従来からの経緯、実情等に配慮し合併時に統一する。ただし、合併時に統一が困難な規程及び単年度事業としての補助金、交付金等については、新市において調整する。
以上の案が提出されました。
第六十三号 事務組織及び機構の取扱いについて
現在の修善寺町役場を本庁とし、現在の土肥町役場、天城湯ヶ島町役場及び中伊豆町役場を支所とする。
新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
新市の組織・機構については、次の方針に基づき整備する。
市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができ、組織・機構
簡素で効率的な組織・機構
新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
地方分権や行政課題に迅速に対応できる組織・機構
以上の三点が提案されました。
その他
次回合併協議会を七月十六日に、第十四回合併協議会を七月三十日にもとに修善寺町総合会館にて開催すること、合併協定書の調印式を八月二十日に修善寺町生いきプラザ・ホールにて開催する予定のことを確認しました。

7月16日（水） 修善寺町 第十三回合併協議会

報告事項

第十七号 新市建設計画冊子作成

第13回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (17) 新市建設計画冊子作成印刷業務契約の締結について
- 2 協議事項
 - (56) 国民健康保険事業の取扱いについて
 - (57) 各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について
 - (58) 各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について
 - (60) 地域審議会の取扱いについて
 - (61) 地方税の取扱いについて
 - (62) 補助金、交付金等の取扱いについて
 - (63) 事務組織及び機構の取扱いについて
- 3 新規提案事項
 - (12) 新市建設計画について
 - (64) 合併期日の変更について
- 4 その他
 - 今後の日程確認

協議事項

印刷業務契約の締結について
 新市の建設計画冊子の作成業務を（株）エイエイピーと契約した内容について報告しました。

第五十六号 国民健康保険事業の取扱いについて
 前回提出した協定内容（本誌二頁上段）の案を決定しました。

第五十七号 社会教育（生涯学習）事業について
 前回提出した協定内容（本誌二頁中段）の案を決定しました。

第五十八号 公社、第三セクター等の扱いについて
 前回提出した協定内容（本誌二頁中段）の案を決定しました。

第六十号 地域審議会の取扱いについて
 前回提出した協定内容（本誌二頁中段）の案を決定しました。

第六十一号 地方税の取扱いについて

新規提案事項

第十二号 新市建設計画について
 新市建設計画は、前回の合併協議会にて修正承認いただいた「合併まちづくり計画（伊豆市建設計画）（案）」のとおりとする案が提出され、決定しました。

第六十四号 合併期日の変更について
 合併の期日を、平成十六年四月一日に変更する案が提出され、決定しました。

その他
 次回合併協議会を七月二十日に、修善寺町総合会館で開催と合併協

前回提出した協定内容（本誌二頁中段）の案を決定しました。

第六十二号 補助金、交付金等の取扱いについて
 前回提出した協定内容（本誌二頁中段）の案を決定しました。

第六十三号 事務組織及び機構の取扱いについて
 前回提出した協定内容（本誌二頁下段）の案を決定しました。

合併協定項目一覧表

第13回合併協議会において協定項目の協議はすべて終了しました。（は決定された項目）

【平成15年7月16日時点】

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産、債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 公の施設の取扱い
- 23 各種事務事業の取扱い
 - 1 姉妹都市、国際交流事業
 - 2 電算システム事業
 - 3 広報広聴関係事業
 - 4 消防水防防災関係事業
 - 5 交通関係事業
 - 6 自治会・行政連絡機構
 - 7 都市計画関係事業
 - 8 保健衛生事業
 - 9 福祉関係事業
 - 10 環境対策事業
 - 11 農林水産関係事業
 - 12 観光、商工関係事業
 - 13 建設（港湾）関係事業
 - 14 上下水道事業
 - 15 学校教育事業
 - 16 社会教育（生涯学習）事業
 - 17 公社、第三セクター等の扱い
 - 18 その他の事業
- 24 地域審議会の取扱い
- 25 新市建設計画

定書の調印式を八月二十日に修善寺町生いきプラザ・ホールで開催することを確認しました。

地域審議会
 市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併前の関係市町村の協議により、期間を定めて、合併後の市町村に、合併前の市町村の区域ごと設置することができ、旧市町村単位の振興をねらいとしている。

合併市町村が処理する地域審議会を設置した地区に係る事務に關し、市町村長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項については市町村長に意見を述べることができ、具体的には、市町村建設計画の変更や当該地域を単位とする地域振興のための基金運用、公共施設の設定・管理運営などに関する事項が想定されている。

地域審議会が置かれている場合は、市町村建設計画の変更の際に、あらかじめ地域審議会の意見を聴かなければならないこととされています。

町制から市制へ 何が変わるの？

変更される事務等	市	町
議会の召集告示	開会の7日前	開会の3日前
議会の議決を必要とする契約、財産の取得・処分 【根拠法:地方自治法】	請負契約:1億5千万円 不動産の買入れ、売払い等:2千万円	請負契約:5千万円 不動産の買入れ、売払い等:7百万円
選挙期日の告示	7日前まで	5日前まで
供託金額 【根拠法:公職選挙法】	長:100万円 議員:30万円	長:50万円 議員:なし
福祉事務所の設置 【根拠法:社会福祉法】	必置	任意
生活保護の要保護者に関する保護の決定と実施 【根拠法:社会福祉法】	実施	一定の場合のみ (福祉事務所設置町村を除く。)
臨時運行の許可 【根拠法:道路運送車両法】	実施	なし (政令指定町村を除く。)
史跡名勝、天然記念物の軽微な現状変更等の許可等 【根拠法:文化財保護法】	実施	なし

上記以外に知的障害者福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童扶養手当法等の法律及び県条例による権限移譲により市制に伴い権限の拡大される事務があります。

合併まちづくり計画 上

七月十六日の第十三回合併協議会で新市建設計画「合併まちづくり計画」が静岡県との協議を調え、策定されました。ここでは新市「伊豆市」の基本方針に基づき策定された新市のまちづくり計画について、次号と二回に分けて概要を紹介します。

第1章 序論

1 合併の必要性

(一) 日常生活圏の拡大と新たなまちづくり

修善寺町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の三町は、ごみ処理や火葬業務、介護保険事務、人事交流などの広域行政を展開しています。また、土肥町は、西伊豆バイパスの開通により通勤、通学、日常の買い物など住民生活は一体的な生活圏を構成している。また、土肥港は清水港へのカーフェリー就航による海の玄関口としての役割が高まっています。

これらの四町の合併については、地方分権や少子高齢化などの社会環境の変化に対応する形でその必要性が議論され、住民福祉の向上を図る有効な手段として指摘されています。

(二) 地方分権と行財政改革の実現

これからの自治体は自己決定・自己責任の原則により、地域の創意工夫に基づく行政運営が求められています。

それには十分な政策立案能力や高度な専門性をもった職員の確保が不可欠であり、それらにふさわしい職員規模を有する自治体再編が必要となってきています。

また、各自治体財政は非常に厳しい状況が続いており、行政サービス水準をできる限り維持・充実させる手段として、合併は国・県等の支援により効率的な行財政基盤を確立させ、自己決定できる自立的な行財政力を確保していく必要があります。

(三) 地域課題への対応
四町は古くから伊豆半島の交通の要衝として栄え、豊かな自然と温泉に恵まれ、農林水産業や観光交流産業を中心に発展してきました。

合併により天城北道路などの整備や駿河湾フェリーによる静岡空港への接続、交流産業の活性化や道路網など総合的に対応し、伊豆半島の東西南北の交流拠点として伊豆地域発展に寄与することが見込まれます。

2 計画策定の方針

(一) 計画の趣旨
この計画は、四町の合併後の新

市を建設していく基本方針を定め、この方針に基づく建設計画により新市の速やかな一体化と地域の均衡ある発展と福祉の向上を図ります。

(二) 計画の構成

この基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(三) 計画の期間

長期的な計画として、平成16年度から平成25年度までの十九年とし、具体的施策等については、社会情勢の変化や財政制度の改正に合わせ見直しを行います。

第2章 新市の概要

1 位置と地勢

新市は伊豆半島の中央部に位置し、直線距離で東京から約100km、静岡市から約60kmにあります。豊かな自然環境と南側に天城山系、西側では駿河湾に面し、中央部を狩野川が流れ、田方平野に開けています。

2 気候

新市は、太平洋側の気候の影響から温暖な気候に恵まれ、年間を

通じた平均気温は一五・〇前後で、山間部など降水量の多い所もありますが、全体として穏やかな住みやすい気候となっています。

3 面積

新市は、東西約二五km、南北約二〇km、面積は三六三・九七_二km²で、総面積の七、七九・四六_二km²の四・七%を占めています。地域の八割以上が山林で占められ、可住地面積は全体の一七・三%となっています。

土地利用では、森林が八二・七%、農地が四・六%、宅地が二・七%、その他が一〇・〇%を占めています。

4 人口

四町の総人口は三万八、五八一人(平成12年国勢調査)となっています。平成7年の三万九、四二

六人に比べると二・一%の減少となっています。

年齢階層別の構成比では、年少人口(0～14歳)が二二・七%、生産年齢人口(15～64歳)が六一・六%、老年人口(65歳以上)二四・七%となっており、老年人口では県平均一七・七%を約七ポイント上回って高齢化が進展しています。

一般世帯数は一万二、五三三世帯で、一世帯当たりの人員は二・九九人となっています。

第3章 主要指標の見通し

1 人口

(一) 総人口
新市の人口は、平成7年度から12年度の間を推計すると、年少人口の影響や若年層の

表 人口及び世帯の見通し (単位:人、%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	39,426	38,581	38,080	38,000	38,200
年少人口	5,900	5,275	4,870	4,790	4,570
0～14歳	15.0	13.7	12.8	12.6	12.0
生産年齢人口	25,325	23,749	22,810	22,180	21,900
15～64歳	64.2	61.6	59.9	58.4	57.3
老年人口	8,200	9,512	10,400	11,030	11,730
65歳以上	20.8	24.7	27.3	29.0	30.7
就業人口	19,624	17,668	17,340	17,770	17,850
第1次産業	2,070	1,618	1,520	1,390	1,250
	10.5	9.2	8.8	7.9	7.0
第2次産業	4,214	3,574	3,380	3,190	3,020
	21.5	20.2	19.5	18.0	16.9
第3次産業	13,307	12,454	12,440	13,190	13,580
	67.8	70.5	71.7	74.2	76.1
一般世帯数	12,450	12,533	12,640	12,760	12,770
1世帯当たり人員	3.11	2.99	2.94	2.91	2.90

(注) 総人口及び年齢階層別人口は、平成7年から平成12年の人口動向をもとに、合併後の新市の施策による影響を考慮し推計した。世帯数は推計人口をもとに算出し、就業人口は従業地ベースとして推計、産業別就業人口は事業所の動きや景気動向等は加味せず、推計人口の規模から就業人口を表したものです。

転出等により人口は今後も減少することが予想されます。しかし、合併後の社会基盤整備や新産業育成などの施策により人口減少傾向に歯止めをかけ、平成27年の総人口を三万八、二〇〇人と見込みます。

(二) 年齢階層別人口

総人口の減少予想される中、出生率の低下によって年少人口の減少が続くものと想定され、生産年齢人口の総人口に占める構成比は、低下するものと想定されます。

老年人口は、近年の高齢化の進展に伴った増加が予想され、平成12年で二四・七%が平成27年では三〇・七%にまで上昇することが想定されます。

(三) 就業人口

就業人口については、総人口と同様に減少傾向が見込まれ、第一次産業就業人口は、就業者の高齢化や後継者の不足などにより平成27年で一、二五〇人まで減少が予想されます。

第二次産業就業人口についても、可住地面積が少ないことなどから特に製造業等の事業所の進出が見込まれないため、平成27年では、三、〇二〇人程度になると見込まれます。

第三次産業就業人口は、経済社会のソフト化や情報化、サービス化の進展により、平成27年には、七六・〇%の一萬三、五八〇人にまで増加するものと予想されます。

2 世帯

世帯については、核家族化の進行や単身世帯の増加などによる世

帯人員の減少により一世帯当たり的人员は、平成27年には二・九〇人に減少することが予想されます。

第4章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

新市建設にあたっては、時代の変化に的確に対応し、安心・快適なまちづくりを行っていくことがもとめられています。

二十年后も豊かさの感じられる都市であるために

地域の資源を活かした循環型の社会を形成し、自然と人が共生したまちづくり

様々な人との出会いや交流、森づくりなどの体験、学びなどから創造力あふれる人づくり

安全で誰でも暮らしやすい快適な環境、人々の支えあいによってつながれた安心を感じられる社会の構築

財政的にも自立した「地域自らが主役」のまちづくりをまちづくりの基本理念としました。そのうえで

人あつたか、まちいきいき、自然つやつや、伊豆市
 世代を超えて支えあい、創造を湧き起こすまち

新市の将来像とし、新市の市民が一体となって地域を盛り上げ、内外の人々との交流や他の地域との連携によって新たな魅力や活力を創出し、伊豆の中心的な都市となっていくことを目指します。

2 新市建設計画の基本方針

(一) 創造力ある人づくり

新市の市民一人ひとりが創造力にあふれ、あたたかな心を持った人となるよう、学校教育をはじめとした生涯学習を充実し、地域の自然・歴史・文化に根ざした活動やスポーツ・レクリエーションの推進、国際化への対応などによって豊かな心を育み、新たな文化・芸術や地域の産業を創り出すことのできる人づくりを進めます。

(二) 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

少子高齢社会を迎える中、子供から大人まで誰もが健康で心豊かに、安心して暮らしていけるまちをつくるため、保健・医療・福祉・教育の連携の中で、自分の健康は自分で守っていける健康づくりへの取り組みや地域福祉の中で助け合いの仕組みをつくり推進します。また、次代を担う子どもたちを地域全体で育ていける体制づくり、子育て支援を進めていきま

(三) 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

豊かな自然環境や歴史資源を保全・活用するとともに、ごみの減量化や廃棄物対策を推進し、清潔で快適な循環型の居住環境をつくりま

(四) 地域の活力をいかしたまちづくり

恵まれた自然環境や温泉・歴史などの資源を今以上に活用し、農林水産業や観光交流産業の基盤強化に加え、グリーンツーリズムなど農林水産業と観光業が連携した取り組みや運動・医療・福祉・健康増進などの施設・資源を活用した新産業の創出、商店街の活性化、製造業等における異業種交流の促進等に取り組みます。また、伊豆地域の東西・南北の交流拠点の基盤整備や先端的な技術、知的資源の集約による新産業を生み出し、地域の雇用に結びつけます。

(五) 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり

災害に強いまちづくりの推進と伊豆半島の交通の要衝地として東西・南北間の交流を盛んにし、交流人口の拡大、道路や公共交通、市街地の整備、高度情報通信基盤、商業などの産業基盤の整備・充実を図ります。

(六) 地域が主体の住む人、地域に存在する企業や団体・NPOなどが交流・連携・協働してまちづくりを進める体制づくりを推進し、地域が主体のまちをつくりま

また、コミュニティ活動・市民運動の支援、男女共同参画の意識啓発とともに、行政においては、効率的な行政運営に努めます。

3 土地利用及び都市構造



(一) 土地利用

新市の土地利用については、各町の土地利用の理念を基本としながら、公共の福祉を優先させ、新市全体の均衡ある発展を図るため、長期的、計画的かつ総合的に進めます。

(二) 都市構造

ネットワーク化による新都市軸を形成します。

ア 新都市核の形成

公共施設等の基盤整備を積極的に進め、新市にふさわしい都市空間の整備を図ります。

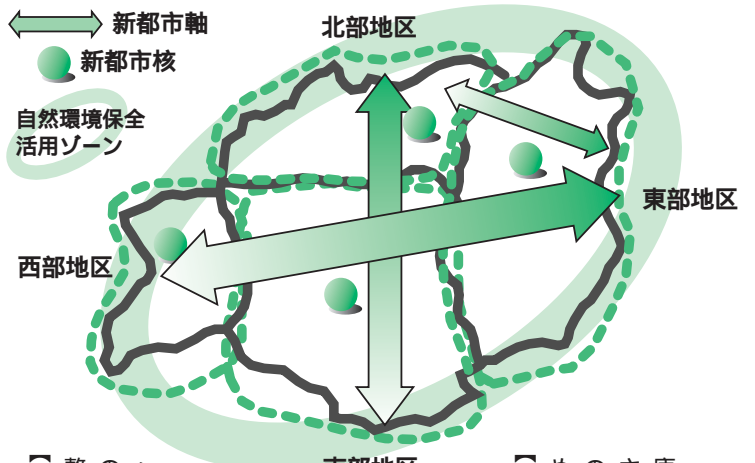
イ 新都市軸の形成

東西・南北の交通軸を基本とし、国・県との連携により都市構造にあつた道路網を整備します。また、伊豆縦貫自動車道、城北道路の整備に合わせ、幹線道路、生活道路の整備を図ります。

ウ 自然環境保全・活用ゾーンの形成

新市全体を自然環境保全・活用ゾーンと設定し、恵まれた資源を保全しながら、農林水産業の振興とスポーツ・レクリエーションの体験空間、健康づくりや癒しの空間としての整備を図ります。

都市構造イメージ図



4 地域別整備方針

【北部地区】

修善寺駅を中心に新市の陸の玄関口とし、交流や賑わいの拠点として駅周辺整備事業を進め、魅力ある中心市街地を形成します。

修善寺温泉については、人にやさしいまちづくりをすすめる人にとって魅力ある景観の創出を推進します。

【東部地区】

農業用排水路の整備、特産品の開発や物販施設の整備など農業を中心とした産業の基盤整備と生活環境向上の基盤整備を図り、農業と観光の融合したグリーン・ツーリズムの拠点や自然を活かした学習、レクリエーションの場、健

康・福祉・医療を複合させたウエルネス産業の創造の場の整備を進めます。

【南部地区】

あまぎ三〇〇年の森推進事業等に基づき、積極的な自然環境の保全・活用を推進します。自然や温泉と健康を連携させた温泉保養空間、スポーツと健康のまちを創出し、天城北

【西部地区】

道路インターチェンジなどの整備を通じ、森の中の交流拠点として整備を進めます。地場産業である水産

業の基盤を整備し、海岸線の眺望景観や癒し効果を活かした観光・保養、マリンスポーツなどの海洋レジャーの拠点整備など親水空間の整備を進めます。また、カーフエリーなどによる清水・静岡方面へのアクセスの向上を図るため、港湾施設の整備とともに、海上交通網の整備充実、国内外への海の玄関口としての交流機能の拡大を図ります。

第5章 公共施設の統合

公共施設の総合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性や地域の特性、地域全体のバランスと財政状況を考慮し、計画的な統合整備を行います。

第6章 新市の施策（次号へつづく）

四町迅速な一体化を促進するとともに、新市の目指していく都市の姿を実現するため、新市建設計画の基本方針に基づき左欄のような施策を総合的かつ計画的に推進します。

【第6章以降は、次回9月号に掲載します。】



合併に伴い支所となる旧役場庁舎については住民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、新市の庁舎については機構、組織を十分考慮し整備します。

施策項目の概要

1 創造力ある人づくり

- (1) 地域を担う人づくりの推進
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 学校教育の充実
- (4) 歴史・文化の保存と継承
- (5) スポーツ・レクリエーションの推進
- (6) 国際化への対応

2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域福祉の充実
- (3) 高齢者福祉の充実
- (4) 障害者福祉の充実
- (5) 少子化対策、子育て支援の充実
- (6) 低所得者福祉の充実

3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) 環境衛生の充実
- (3) 上下水道の整備
- (4) 消防・救急体制の充実、交通安全の推進
- (5) 公園・広場の整備、ユニバーサルデザインの推進
- (6) 住環境の整備

4 地域の活力をいかしたまちづくり

- (1) 観光交流産業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 新産業の育成

5 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり

- (1) 交通基盤の整備
- (2) 防災基盤の整備
- (3) 市街地の整備
- (4) 情報通信基盤の整備

6 地域が主体のまちづくり

- (1) 市民が主体のまちづくりの実現（地域運営）
- (2) 効率的、効果的な行財政運営の実現（地域経営）

発行部数：13,600部（協議会HPで閲覧可）
 配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町
 印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
 〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
 Tel 0558 74 3066（代表） Fax 0558 74 3067
 E-mail gapppei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
 URL : <http://www.izucity.jp>

この会報と合併まちづくり計画は、合併協議会ホームページ（URL：<http://www.izucity.jp>）でご覧いただけます。